

その他の金属製品製造業におけるはさまれ巻き込まれ災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	9～10	工場内でトラック（4t）の荷台に積んであった鉄骨材（約500kg）を荷卸しするのに、鉄骨材に玉掛けをして一度少し天井クレーンで吊り上げたが、荷のバランスが悪いため玉掛けをやり直そうとしたが、天井クレーン操作者と息が合わず、左手の小指の先を玉掛けワイヤーと鉄骨材の間に挟まれてケガをした。	40	10～29
1	8～9	当社工場にて鉄板（600×700×12mm、重さ約40kg）を両手で持ち、手をすべらせて、作業台と鋼板の間に右手親指を挟み負傷した。	33	50～99
1	17～18	旋盤を用いて円筒形のステンレス鋼材の仕上げ加工中に、切粉がワークの周囲に回転しながら飛散している状況を確認し、製品に悪影響が出ないように観察していた際、長さ50cmを越す切粉が発生し、被災者の左人差し指に巻きついてきたので、慌てて手を引き巻き込まれないようにしたが、有色手袋の上から指に至るまで切創した。	61	1～9
1	14～15	弊社工場内でフライス盤にて鋳物を加工するため、プレートで研磨中に誤って左手をフライス盤に乗せてしまい、機械の回転の勢いに左手が巻き込まれ、左手親指の先を切断した。	41	10～29
1	16～17	手動式プレスを使用して、型押し作業中、位置を直そうとした際、体勢のバランスを崩し、右足が足踏み式ボタンに触れたことにより機械が作動して、プレス台上にあった左親指つけ根に当たって負傷した。	19	50～99
1	11～12	工場内において、作業台の上で、8cm角の鉄素材の側面をサンダーで削っている途中、素材を押さえていた左手の手袋が巻きついてしまい、親指と人差し指の間、及び手の甲を負傷してしまった。	59	30～49
		短い曲がった材料がソーチャージテーブルのガイドに引っ掛かったので、その材		

1	17~ 18	料を直すためインターロック付き安全扉を開いて後面テーブル側に入り扉を閉めた。ソーチャージテーブルの下に降りて材料の引っ掛かりを直している時に、後面作業員がそのことに気付かず、自動供給スタートを入れたため、昇降装置のフレームが後退しフレームとの間で両足の脛を挟まれた。	22 ~ 9999	1000
1	9~ 10	工場内で、慣れない新しい施盤機械を使って作業をしていた。そのとき作業服が機械に引っ掛かり巻き込まれ、身体が一回転し、右顔面鼻を強く打ち、鼻血が出て、鼻骨骨折・右目内出血を負った。	81	10~ 29
1	16~ 17	手スリの加工作業中、丸パイプの接続部をエグリの機械を使いめぐって、丸パイプが短く、刃の方からしか手が入らず、回転する刃の方に手を持っていった所、手袋ごと指を巻き込まれ、切断してしまった。	51	1~9
1	15~ 16	工場内にて、溶接加工製品の重石用に使用する鉄板（83cm×77cm×厚12cm、約600kg）を使用後、天井吊下式クレーン（2.8t）で吊り上げ保管台に収納しようとした際、鉄板が手前に倒して収納する為、吊り上げて調整しようとしたところ、鉄板を吊っていたワイヤーが老朽化により切れてしまい、鉄板が手前に倒れ保管台の上に乗っていた右足を挟まれ、右足甲を骨折した（安全靴着用）。	63	1~9
1	18~ 19	仕事中作業場で材料の片付けをしている時に、板で右手人差し指を挟んでしまった。	17	1~9
1	8~9	加工作業場にてボール盤を使用し、アルミの苗ラックの穴あけ作業をしていた。軍手をした状態で切り粉を取り除こうとした時、回転したままのドリルに軍手が巻き込まれ、右手薬指を切断した。	36	10~ 29
1	16~ 17	社内作業場にて、スポット溶接機で製品にボルトを付ける作業を行っていた。ボルトを付けるには、製品にボルトを差し込み、その状態のままスポット溶接機の下部電極部分に差し込む。差し込んだ側の手を離し、起動ボタンを押すと、上部電極部が下がり電流が流れ溶接される。原因としては、起動スイッチの位置が高かったため下部電極部にボルトを差し込む際、作業員の腕が起動スイッチに触れてしまい、手を離す前に上部電極部が下がり、親指を負傷した。	44	10~ 29
1	17~	レーザー加工室で、加工台に鉄板をのせるため、鉄板の下に右手を入れて持ちあげる作業を行っていた際、すき間の確保が不十分であったため、鉄板と床の間に	23	10~

	18	右手をはさまれた。		29
1	9～ 10	当事業所内でバルブを加工中、切り粉が右手袋に掛かり、バルブのフランジ部分に右手を挟まれ、バルブの回転をすぐに止めたが、負傷した。	25	1～9
1	14～ 15	当社工場内において、フットプレス加工機でプレス作業中に金型に残った製品を取り出そうとした際、誤ってフットペダルを踏み右手第二指第一関節を切断した。	69	10～ 29
1	15～ 16	バリ取り工程で、バリを取る作業の時、金型とワークの間に両手でプレス起動スイッチを押した後、ワークのセットが悪いことに気づき、修正しようと思い右手でワークを持った時、金型のワーク挿入パンチが下降し、右手人差し指の第2関節と第3関節の間の親指側側面が挟まれ裂傷した。	60	50～ 99
1	16～ 17	事務所加工場内に於いて、固定式ドリルを使用して鋼材に穴を開けていた時に材料が横転しそうになり、咄嗟に左手で支えた為機械に巻き込まれ、左手小指及び薬指を負傷した。	64	1～9
1	16～ 17	製造現場でマシニングセンターの工具交換作業をしている時、工具交換のプログラム運転中だったが、運転を開始し、待っている時間（数秒）に他の作業をしていた。運転中だったが運転終了したと思い込み、工具に手を伸ばしてしまい、その時に機械のアームが移動して、工具とアームの間に指を挟んでしまった。	41	1～9
1	13～ 14	会社内にて、プレスブレーキにて曲げ作業中、不要な金型を取り付けていた為、金型に左手人差し指をはさんだ。	34	1～9
1	19～ 20	工場内で治具（19.5kg）を台の上に平らに仮置きし、両手で掴み持ち上げようとした時、手が滑り手前に落ちた。その際、手前に立てかけていた治具との間に指が挟まった。	38	30～ 49
1	10～ 11	作業現場で重機のアタッチメント（フォーククロー）の取り外しをしていたところ、本来抜くべきピンではないピンを抜いたとき、フォーククローが閉じてきて手をはさまれた。	32	—
2	13～14	工場内で天井クレーンにて柱材を吊り上げ中、玉掛ワイヤーの長さの選定ミスにより、吊り荷が振れて架台に当たり、その架台が不安全な位置で操作していた被	44	10～

		災者側に倒れて、被災者の足を挟み負傷した。		29
2	14~15	100tベンダーにて700mm×30mm×1.6mmのステンレス材曲げ加工中、指が入った状態で上昇ペダルを踏んでしまい、金型に挟まれ骨折した。	37	30~ 49
2	14~15	E棟仕上げ作業場で仕上げ作業台の上でコラム材の反転作業をしている時、隣に置いてあったコラム材の仕口（H鋼）部分との間隔が狭く、反転しようとしたコラム材の仕口（H鋼）を持つ位置が悪く反転した時、持っていたコラム仕口と倒した側にあったコラム仕口の間で左手人差し指を挟まれ負傷した。	19	100 ~ 299
2	15~16	取引先でエア配管工事中、加工した配管を手で縦に持ち、フォークリフトのパレットに乗って上昇していたら、配管が天井のクレーン形鋼に当たって、配管の直下にあった足を挟んでしまい、右足の親指と人差し指を骨折してしまう。	31	10~ 29
2	13~14	工場内で、マグネットドリルのキリを換えようとしている時に左手でドリル刃物の上部を持ち右手で軍手をしたままドリル刃物をつかみ外そうとした。本来は、巻き込み防止のために素手か革手袋を着用するが、当該作業者は軍手をして作業に臨んでしまっていた。交換作業中に、電源を切らずに作業していたため、途中でスイッチを作動させてしまい手が巻き込まれ、右手の指を負傷してしまった。	43	1~9
2	3~4	当社内において、金属加工の作業中、機械を操作している時材料のロスに右手小指の付け根外側を機械に挟み負傷した。（ロス：金属加工後、残った材料）	54	10~ 29
2	16~17	当社工場内で、金具のバフ研磨作業中、レース機のバフを交換する為、レース機のモーターのスイッチを切ったが、回転するベルトが止まるのを確認せずベルトを掴んでしまった為、回転するベルトとプーリーの間で左手薬指が挟まれ骨折した。	35	1~9
2	14~15	自社工場内に於いて、鉄筋自動曲装置で鉄筋（直径10mm、長さ300mm）の加工作業中、鉄筋を支えた手の位置が悪く、機械に近づけ過ぎていて、手はずすタイミングも遅かったため、親指が鉄筋と下から回転してきた機械のローラーに挟まり受傷したものである。	21	1~9
2	9~10	工場内で2m×1mの鉄板が数枚で梱包されているものをずらし降ろした際に、左手の人差し指を挟んだものである。	34	10~ 29

2	14~15	スキンパスロールで銀板の仕上げ圧延中に誤って左手が巻き込まれてしまった。	44	30~ 49
2	8~9	当社第一工場内自宅型枠用UピンのU材プレス工程で、エラーが発生し、ワーク仕置き調整作業に入るため「非常停止ボタン」を押したつもりで、プレス機械の停止確認をせず、安全扉も開けず、作業棒や作業マグネットを使用せず、安全扉の隙間から金型の中に手を入れた瞬間にプレス機械が駆動し右手を挟まれてしまった。右手人差し指第二関節より上部と中指第一関節より上部を欠損した。同日の昼に搬送され、夕方に手術し入院し、後日退院した。	23	30~ 49
2	16~17	鉄筋曲げ機を使って、鉄筋を曲げる際、垂直部分を握ったまま機械を稼働させたため、機械側面と鉄筋の間に右手薬指を挟んだ。	52	—
2	8~9	鉄筋加工場において、機械を使用して鉄筋棒のU字曲げ加工の作業をしている時に、加工し終えた鉄筋を機械の近くに仮置きして次の鉄筋棒を加工したところ、アームが動きだした際に仮置きしてあった鉄筋を巻き込んでしまい、鉄筋を支えていた右手が挟まり負傷した。	44	1~9
2	10~11	アルミ平玉80を治具にはめて、研磨の最中に、行ってはいけない角度まで操作してしまった。新しいペーパーの時は油を充分含ませないといけないところを怠った。左手首を捻挫し、2週間の休養を要する。	61	1~9
2	18~19	コイル材保管業運搬ラック（160kg程）の中央に、420kgのコイル材を1巻載せてフォークリフトで運搬していた。その際にリフトの向きを90度旋回したところ、ラック上のコイル材が遠心力により傾いてしまい、重心移動した結果ラックがリフトの爪から滑り落下した。横転し左ラックを人力で元の姿勢に戻そうとしたが、ラックの重量を支え切れず、床とラックで右手中指を挟んでしまった。	30	300 ~ 499
2	14~15	スポット溶接機の調整中にバランスを崩し倒れそうになった際、倒れまいとしチップに左手をかけたところ誤って同時に足踏みスイッチを踏んでしまい左手親指が挟まれ受傷したものである。	55	1~9
2	16~17	製作所内において、プレス作業中に35tプレス機は安全装置がない状況で金型間で手を挟んだ。	56	1~9

2	8~9	本社中央工場内においてプロジェクションスポット溶接機にて住宅用部材を溶接していた時、溶接済みの部材が固定されてしまいはずれないので左手で取り出そうとしていた時はずみで右足で溶接機のフットスイッチを踏んでしまい左手の親指が挟まれ負傷した。	20	30~ 49
2	9~10	当社、第2工場t=200トルクプレス機にて、t4.5切り板の作業による抜き加工を行っていた際、材料を所定の位置へ置いた時、位置のズレが発生しそのズレを直している時、誤ってフットペダルを踏んでしまいプレス型の間に右手薬指を挟み負傷したものである。	51	30~ 49
2	21~22	作業中、スライドがON状態でありスピードコントロールOFF状態になっていたため停止ボタンを押さずにON状態にしてしまったため、スライドが動いて右手人差し指を挟んだ。	51	50~ 99
2	8~9	工場内で焼き付けした商品を冷却後、炉から工場長と2名で台車を用いて搬出作業中、重量があるため台車の移動がスムーズにいかず、持ち手を変えながら押していた時に誤って台車のコマに指を挟んだ。	69	—
2	15~16	工場内でパイプを切断するプレス機の刃を交換する作業中、一定の間隔で降りてくる上部の機械を予想していたが手を引くのが遅かった為、プレス機上部と土台にある突起物に挟まれ左手第4、5指を打撲骨折、手のひらを切傷したものである。	58	1~9
2	5~6	閉鎖型せん断補強筋製造機械装置WH56号機の製品自動搬送装置にて、チェーンコンベアーに乗った製品1本をチェーンコンベアーが倒立中に左手で取り出そうとした。この時製品受台のストッカーに右手を置いていた為、立ち上がってきたチェーンコンベアーと受け台ストッカーの間に右手が挟まれた。更にチェーンコンベアーが立ち上がると同時にストッカーのチェーンが回転した為に、挟まれた右手中指が裂傷を負った。	54	100 ~ 299
2	0~1	金型交換業務にて、金型を天井クレーンで吊り、設備上でクレーンを停止させ、設置場所の微調整をクレーンで行った際に、金型に添えていた右手小指を金型と設備の間に挟んでしまった。	43	50~ 99
		作業場で部品製造中、材料（鋼線）をセットする際、誤って左手を置いたままブ		

2	14~15	レス機を作動（足でペダルを踏む）させてしまい、左手人差し指を挟み負傷した。	17	10~ 29
2	16~17	鉄筋を加工する工場で手動の鉄筋曲げ機で鉄筋を曲げる時に、いつもは手は安全な所を確認しながら鉄筋を持って曲げているのだが、この日、手の位置を誤って鉄筋が曲がる近くにあり、鉄筋と一緒に、左手の親指が鉄筋と機械の間に挟まって怪我をした。	34	1~9
2	16~17	切断製品に付着しているノロを、専用工具（カス取り）で除去作業中、取りづらいので力を入れて自分の方向に工具を向けた状態でノロを除去しようとした際にノロが浮いた状態となり、細くとがった先端が左手にはめていた皮手袋を突き破って刺さった。	25	50~ 99
2	16~17	電着工場内の乾燥炉上に設置している脱臭装置の異音発生原因であるVベルト交換時に発生した。安全カバーを外し、異音箇所がVベルトであることを特定した後、装置の停止ボタンを押下したが、完全停止をする前にVベルトの裏側にゴム手袋をしたまま不用意に触れた結果、VベルトとVプーリー間に巻き込まれ、受傷した。	44	30~ 49
2	13~14	プレス機に品物をセットし、手を離してスイッチを押さなければならないのに品物に手を置いたままスイッチを押してしまった為、左母指を潰した。	66	10~ 29
3	11~12	会社工場内において、残土を入れる鉄製型枠容器を製造するため、鉄板（長さ3.1m×巾.52m×厚さ4.5mmの三角板、重さ約80kg）を加工中、持ち上げて位置を変えようとしたところ、誤って手が滑り、左手の指を挟み負傷した。	64	10~ 29
3	14~15	製造現場でマグネットリフトを使用して鋼材の吊り上げ作業を行っていたところ、セット位置が悪く磁力が弱かったために鋼材が落下し、添えていた左手指を挟まれた。	38	100 ~ 299
3	13~14	工場内、プレス加工機による加工作業中、金型により安全装置を切ったまま作業したため、指をはさまれ骨折、切断した。	76	1~9
3	14~15	当社鉄筋加工場内で、鉄筋曲げ機を使用し鉄筋の曲げ作業（太さD19、曲げ角度180度）をしているときに、180度に曲がってきた鉄筋材と寸法出しの治具との間	38	10~

		に右手中指を挟んだ。		29
3	14~15	工場内において、クレーン作業をしている時、ワイヤーを右手で支えながら巻き上げていたところ、捻じれたワイヤーに安全手袋が絡まってしまい、ワイヤーが勢い良く戻ったため、腕も一緒に腕も一緒に捻じれてしまった。	64	1~9
3	15~16	作業所にあるラウンド加工機の操作をしていたところ、切断した鋼帯を移動させるローラー部分に左手がはさまれた（軍手はしていた）。	64	30~ 49
3	16~17	当社工場内に於いて、アングルを切断する作業をしているときに、鋼材を万力で締めていた時に誤って鋼材と万力の板との間に左手親指が挟まり負傷した。	34	1~9
3	9~10	本社工場内で使用しているスポット溶接機にスパッタがついた為、専用の道具（ドレッサー）を使わずに左の親指で取ろうとして、機械を止めずにスポット溶接機に指を入れたとき、右手がスイッチ付近にあったためスイッチに触れ、機械が作動して指を挟まれた。	44	100 ~ 299
3	16~17	鉄筋加工場において鉄筋を曲げる作業中、手にはめていた手袋が巻き込まれ、指も一緒に巻き込まれた。	30	1~9
3	11~12	第二工場にて商品引き取り時、工場2階より金網加工品（約500kg）を吊り下ろしのため荷造りベルトを掛け乗せる際に、ベルトの引っ掛け元がゆるみ出したためベルトがはずれ、金網加工品と樫木の上に左手第二指第一関節と第二関節の間を挟み骨折した。	56	10~ 29
3	16~17	本社工場内の母材置場において、加工予定品を移動させようとスリットコイル（約300kg）を人力で移動していた際、不注意によりバランスを崩し、スリットコイルが転倒し、左足膝をスリットコイルと工場床に挟まれ、左膝内側を負傷した。	23	10~ 29
3	10~11	工場内で銅パイプ切断作業中、ポジショナーに銅パイプを回転させパイプカッターで切断中に、左手（手袋装着）が回転する銅パイプに巻き込まれ、左手第4指・第2関節挫滅及び開放骨折した。	33	10~ 29
3	11~12	工場内で材料を加工する際、材料押さえのバイスと材料の間に手を置いた状態で押さえたため、挟まれ負傷した。機械を使い始めたばかりで作業手順に不馴れで	26	10~

		あった。		29
3	9~10	事業場の試験室から金属屑の入った四輪付の台車（総重量約700kg）の持ち手を引っ張って室外の通路に移動させる作業をしていた。途中、試験室ドアのレール（高さ約2cm）を乗り越えるため、少し強めに引っ張ったところ、台車が通路では止まりきらず横断して、その先の道路部に落ちてしまった（段差約18cm）。その際、台車が進行方向に倒れてしまい、持ち手と地面との間に左手を挟まれた。	44	30~ 49
3	14~15	事業所工場内にて、金型組立を分解中、金型を動かした際に左手薬指を裂傷した。	67	1~9
4	21~ 22	プラスチック手選別工程にて、コンベアに乗って流れてくるプラスチックを手選別する作業中に、コンベアの架台とコンベアのクリートの間に隙間があり、その隙間に右手を挟んだ。	51	100 ~ 299
4	10~ 11	本社工場にてねじ穴を一度に4カ所加工するタップ作業中、潤滑油の調整がうまくできず、材料がずれるのが気になり、材料の端を指で押さえて足元にあるスイッチを押して作業を進めようとしたところ、材料のずれを気にするあまり、手元の注意がおろそかになってしまい、材料の右端の下穴の部分で右手人差し指で押さえたまま足元のスイッチを押してしまい、タップの針が右手人差し指に刺さってしまい負傷した。	52	10~ 29
4	10~ 11	第2工場内で梱包作業中、機械で結束バンドを製品にかけている時に手袋がバンドに引っかかり、右薬指を挟み骨折した。	44	30~ 49
4	10~ 11	作業場にて製品（鉄骨柱、重さ4.8t、長さ約10m、幅約2m）をクレーンで反転させる際、左手でクレーンのボタンを操作しながら、右手で鎖状の吊り具の位置を調整していたところ、右手が柱材と吊り具との間にはさまれた。	27	10~ 29
4	16~ 17	当社内において、ステンレス棒鋼の伸線作業中、製品のキズの有無を目視しなければならないところ、指示をしていないにもかかわらず製品に触れてチェックし、製品と機械の間に挟まれた。	46	1~9
		工場内で2人1組で作業台にあったH型鋼を手でゆっくり一回転させる作業をしよ		

4	15～ 16	うとしていた。かけ声をかけ2人同時に動かしたあと、手を離さなければいけなかったのにそのまま離さなかったため、当人に鉄が傾き、作業台との間に指を挟んで骨折した。	18	30～ 49
4	15～ 16	工場内でプレス機械で製品の加工中に、誤って右手人差し指がプレス機械に触れ、右手人差し指を負傷した。	71	1～9
4	16～ 17	ドリルを使用して鋼管をカットする際に、鋼管を押さえていた左手をドリルに巻き込まれて受傷した。	78	1～9
4	11～ 12	第3工場において、金型交換時ダイキャストマシンに同じ長さの棒を4本押入する作業中、1本だけ長さの違う棒を押入したため、長い方が押しつぶされその棒を外そうと右手を機械と棒の間に押し当てた所、マシンが移動して棒とマシンの間に挟まれ、右手を負傷してしまった。	23	50～ 99
4	14～ 15	工場内1号機スリッターラインで、巻き替えバリ取り作業中に製品の径が大きくなり手が届かなくなってきた為、台の上に乗り作業を再開した。台の上での作業が不安定になり、降りようとした際に製品に手をついてしまい、セパレータと製品の間指を挟まれた。	40	30～ 49
4	11～ 12	自社工場にて、配管に閉止フランジ（14kg）取付時、取付部フランジと閉止フランジの間に手を入れた。左手親指のつけ根を取付部フランジと閉止フランジの間に手を入れて挟まれた。	62	10～ 29
4	11～ 12	当社工場内に於いて、治具の枝に部品をスポット溶接する為に枝と枝の間隔を測定中、体のバランスを崩してフットペダルを踏んでしまい、スポット溶接のピットが作動し、治具の枝に添えていた右手示指先端が治具の枝と部品の間指を挟まれ挫創負傷した。	56	30～ 49
4	17～ 18	工場内においてクレーン作業で品物を回転させようとした時に、クレーンの位置の確認不足により、品物が地面を離れた瞬間に手を添えた際、品物と治具の間指を挟まれた。	43	1～9
4	14～	会社工場内にて油圧パンチャーを使用して鋼材に穴を開ける作業を行っていた。左手で鋼材の穴を開ける位置を変え、右手でパンチャーを操作していたところ視	63	1～9

	15	線を外した際、誤ってパンチャーのスイッチを入れ、左手人差し指をパンチャーで挟んだ。		
4	15～ 16	以前に負傷した手手中指が炎症を起こし膿が溜まっており、数日痛みがあった手をかばいながら工場内にてドラム缶の下ろし作業をしていた所、トラックの荷台の扉とドラム缶に左手中指を挟んでしまった。	36	10～ 29
4	18～ 19	当社工場でH鋼を整理するために、動かしているときに手が滑り、左手をはさんだ。	24	1～9
4	16～ 17	自社工場にて、加工した鉄骨を重ねようとし、鉄骨の端を横にずらした時に、フランジの下に右手人差し指を挟み負傷した。	36	10～ 29
4	9～ 10	アングルの穴あけ中に、パワープレスの機械に左前腕が挟まれ負傷した。	52	30～ 49
4	8～9	当社工場内にて3型の鋼矢板（7.0m4枚6.5m1枚）を水洗後の仮置き場から完成品に移動し、位置決めをして降す際に吊り荷がゆっくり作業の方へ寄り、隣の山と吊り荷で左足大腿部を挟み被災した。	74	10～ 29
4	15～ 16	工場ですプレス加工中に金型に人差し指を挟んだ。	64	1～9
4	15～ 16	プレスに型を装着しスクロールチェック中に商品がずれた為、直すつもりで手を出した時にフットペダルも踏んでしまった。その際、プレスは作動中だったがスクロールは下に降りていて回転し、指を挟んでしまった。	51	1～9
4	15～ 16	ダイカスト第1工場のダイカストマシン2号機にて金型を取りはずし作業をしている時、金型が揺れないよう左手で金型を持ちながら右手でクレーンの上昇操作中、ボタン操作を誤り、クレーンが高速回転で巻き上がってしまい、金型とダイカストマシンとの間に指を挟まれて左手親指を負傷した。	23	100 ～ 299
4	11～ 12	当社作業所内において、当社製品であるブリキ板のプレス加工業務中、誤ってプレス機の稼働中にブリキ板を置いてしまい、右手第一指の第一関節付近がプレスされた。	59	10～ 29
		パイプ（1.5m）の内径寸法の検査工程で、ゲージをパイプ内に通しストンとゲー		

4	9～ 10	ジが落ちれば良品と識別する作業中、ゲージがパイプを叩き付けたためゲージを取り外そうとした際、叩き付けたパイプ先端部分と地面に右手中指が挟まり、更にゲージが反動で損傷部位に落下した。	50	30～ 49
4	13～ 14	工場にて旋盤を使用し、旋削加工を作業員が行っていた。加工作業に集中していたため、機械の旋削部分に近づきすぎている事に気付かなかった。そのまま作業を行った結果、機械に作業服（袖の一部）が巻き込まれ、機械の反対側に飛ばされた。巻き込まれた際に機械の切削部分に指も接触し、右手親指および人差し指と左手小指を負傷した。	43	30～ 49
4	15～ 16	25tプレスにて単発工程の作業をしていた。作業内容は、ボルスター上に設置してあるテーブルに加工前の製品を置き、肘を付けたまま、作業を行っていた。作業者は作業開始前に安全器の動作確認を行い、良好であったため作業を始めた。安全器の最下点はボルスターより90mm、金型の最下点は、ボルスターより95mm地点にあったが、肘が安全器の下を通る形となり、左手中指第1関節から上、爪を負傷した。	22	10～ 29
4	11～ 12	工場内においてD16、7500切43本R5100を2本ずつ加工している際、鉄筋の先端に気をとられ材料を持っていた左手親指がローラーに挟まり、慌てて手を引きぬいた為、左手親指の爪と指の先端から1cmぐらいの所で切れた。	25	30～ 49
4	11～ 12	自社敷地内でトラックに鋼材を積み込み作業中に、荷台からバランスを崩し転落し、トラックわきに転がっていた鋼材の角を踏みつけ右足首を骨折した。	36	1～9
4	8～9	工場内での鉄骨の荷降ろし作業に於いて、トラックの荷台から床上操作式クレーンで鉄骨を吊り上げる際、被災者（玉掛け技能資格者）がチェーンを用いて4本の鉄骨を束ねる玉掛け作業を行っていたところ、クレーンオペレーター（床上操作式クレーン資格者）が、被災者が作業を完了して退避したと認識して巻き上げ操作を行ったが、被災者が右手を鉄骨の上に載せていた状態で完全に退避しておらず、巻き上げによる反動で重なった鉄骨の間に右手指を挟まれた。	68	30～ 49
5	14～ 15	工場にて、室外機架台製作（約320kg）溶接中に品物を反転しようとして（既に固定用のシャコ万力を取り外していた）玉掛けをしに近付いたところ、急に品物が倒れてきて右足を挟み負傷した。	67	1～9

5	14～ 15	会社工場内において、アルミ製品をメタルソー切断機で切断中、製品を手で押さえている時、手袋のほつれた部分がメタルソーに巻き込まれた。	61	1～9
5	16～ 17	当社工場内で廃タイヤの処理作業をしている時に、廃タイヤがコンベアエンドとローラーの間に挟まってしまい、その挟まった廃タイヤを作業者が引き抜こうとした際に、別の作業をしていた者が誤ってコンベアのスイッチを入れてしまい、作動してしまったコンベアとローラー部分に作業車の左足つま先が挟まれて、脱臼をしてしまった。	34	50～ 99
5	14～ 15	当社工場内にて、角パイプをボール盤で穴をあけている時、右手で切粉を払おうとしてボール盤のドリルに皮手袋ごと右手薬指が巻き込まれてしまった。	23	10～ 29
5	8～9	工場内で鉄筋自動曲げ機を使って鉄筋（900mm×10mm）を曲げる作業をしている時に、右手が曲げ加工の部分に触れているのに、曲げ加工のスイッチを押した為、右手が巻き込まれて右手人差し指を負傷した。	38	1～9
5	15～ 16	工場内の焼付釜に製品を台車に載せ入れる際、釜の入口の段差（鉄板一枚分の段差）で、製品と台車の間にあった木材がずれ、指を挟む。	58	1～9
5	14～ 15	45tプレス機にスイッチ製品製造のため金型をセットし、材料を左手で持って送りながら加工の調整を行っている最中に、誤ってフットスイッチを入れてしまい、左手の小指と環指の一部を金型に挟まれた。	76	1～9
5	14～ 15	工場内でベンダー加工をしている最中に、誤ってベンダーの刃に左手を挟んでしまった。加工物が小さいために手で支えていたが、その時に稼働ペダルを踏んでしまった。	57	10～ 29
5	9～ 10	工場内で自動刻印機の点検清掃を始める際、機械の電源スイッチを切るのを忘れ、機械に右手中指を挟み傷を負った。弊社の製造作業標準に反して、点検を行うことを怠った為の事故である。自動刻印機は5秒毎位に同じ速度で作動するものである。	45	30～ 49
5	15～	被災者が工場内で、トラックの荷台にコラム柱（200×200：長さ約5370mm）の荷積作業中、既に2段積載済みの状態である四方にブラケット（でっぱりがある形態部分）がある柱をその上に積もうとしたが上手く置けず、荷台の上で柱を本	30	10～

	16	人がクレーンで回転させ置き直そうと柱を吊り上げたところ、クレーンの位置がずれ吊り上げた柱が自分の方向に向かって来て、置いてあった柱と吊り上げた柱に右足を挟まれた。		29
5	14～ 15	工場内のプレス機にて外形穴抜加工の際、製品が小さく金属板を両手で支えながら作業する必要があった為、フートスイッチを使用して作業を行っていたところ、スイッチを離すタイミングが速かったためプレス機が途中で停止してしまい、機械を寸動工程に切替えて上死点まで復帰させ作業を再開した。スイッチを安全一工程に戻し忘れ、寸動工程のまま作業してしまい、抜き終わった製品を取ろうとしてプレス機に手を入れた際、誤ってフートスイッチを入れてしまい、機械に手を挟まれた。上司からは、製品が小さいため金型から外す際は手を入れずにエアーにて飛ばすよう指示を受けていたが、受傷者が工程を省略しようと自己判断にて手で行った。	50	1～9
5	13～ 14	工場内でアルミのアングルにボール盤でΦ14の穴をあけている時、アルミの切り屑に手袋をとられて、ドリルに手袋が絡み、右手人差し指骨折、中指脱臼、薬指捻挫の怪我をした。	42	10～ 29
5	10～ 11	ホイスト（屋内クレーン）で鉄板（2m44cm×1m22cm）を吊り上げた時、当鉄板と元々地面に積んであった鉄板に左足を挟んだ。	53	10～ 29
5	13～ 14	派遣先にてプレス加工の材料鉄板を移動する為ワイヤーとシャックルで鉄板の穴があいている所にセットしている時、反対側で同じ作業をしていた作業員がワイヤーを引っ張った為、シャックルと鉄板の間に右母指を挟んだ。	45	50～ 99
5	13～ 14	当社作業場にてファスナー製品加工中、ファスナー上止機の作業部分のゴミ（上止片）を電源を切らずに右手で払い、誤って同時に足動のスイッチを踏んでしまい、右手人差し指に機械可動部分が下りてきて負傷した。	67	30～ 49
5	13～ 14	本社工場プレス作業場で穴抜き作業中、穴抜き後の製品を右手で網パレ容器に移そうと製品を持った時、左横にある穴抜き前の製品置き場の製品が落ちて来たのに驚き、足踏みペダルに足をかけたまま作業をしていたため思わず踏んでしまい、プレス機が作動してパンチホルダーと製品の間に左手中指を挟み開放骨折した。	57	50～ 99

5	14～ 15	第2工場T棟において、床面にH方向に置かれていた溶接ビルドエイチ部材（以下BH）を、10tクレーンでワイヤーチェーンに3tハッカーを取り付け、BHのウェブの片側1ヶ所にハッカーで玉掛けを行った。左手でクレーンリモコンを操作し、巻き上げ片側を地切りさせ、床とBHフランジの間に出来た隙間に右手で持ったリングを差し込んだ時、ハッカーが抜けBHフランジとリングに挟まれ被災した。	61	1～9
5	9～ 10	プレス機による曲げ加工時（鉄板、厚2.3mm×幅20mm×長さ56.6mm、L字曲げ）、金型に材料をセットしていた右手人差し指が滑ったと同時に誤ってプレス機を作動させてしまい、その指を金型に挟んでしまった。それにより右手人差し指（第一・第二関節の間）をほぼ切断した。プレス機は、両手操作および足踏みドラムも可能なもので今回は足踏みで行った。	68	1～9
5	10～ 11	第4倉庫内で、鉄板を寄せようとしていた時に鉄板がずれ、右手中指と薬指を挟んでしまった。	29	10～ 29
5	11～ 12	工場内にてプレス機械の安全装置の不具合を調整中に、入社間もない社員が安全カバーを取付けていない状態で当機械を操作し、当機械の金型内に手を入れてしまい、右人差し指を挟んだ。	42	10～ 29
5	9～ 10	大型ラジアルボール盤にてノック抜け止めのTAP加工中（M12）、切粉を吹き飛ばそうとエアダスターを右手に持ち刃具近くまで突き出した際、切粉が引っ掛かって右手の中指と親指を骨折および裂傷した。	29	30～ 49
5	10～ 11	当社事務所にて現場作業用ワイヤーの積み込みをしている時に荷崩れが起こり、左指（親指）を挟み負傷した。	24	10～ 29
6	15～ 16	会社工場内において、アイアンワーカー（アングル加工機）で切断作業を終えて加工物のアングル（L50×50×6）を右側に干渉しないところまで動かしたつもりでターンテーブルを回した時、次のアタッチ部にアングルがぶつかり、そこに手を置いていた本人の右手親指が機械のガイドとターンテーブルにぶつかったアングルに挟まれて親指を負傷した。	30	10～ 29
6	16～ 17	自社工場内において、切断機にて鉄筋の切断作業中、材料詰まりがあったため手を入れて除去しようとした際、誤ってスイッチを入れてしまい、刃が落ちてくる	52	10～ 29

		ところに左手小指を挟み負傷した。		
6	15～ 16	工場内プレス機ラインで、プレス機作業中に、製品取り出しとプレス機起動のタイミングを誤ってしまったため、金型に左手を挟まれてしまった。	30	10～ 29
6	11～ 12	工場内のパイプベンダー左側面から、銅パイプをパイプベンダーで曲げる作業をしている時に、パイプと機械（パイプを押さえるガイド部分）との間に指を挟んでしまい、左手人差し指を損傷した。当時、共同で作業をしていた同僚が、タッチパネルの操作を行っていたところ、機械が作動してしまい、ガイド部に手を掛けていた被災者の指が挟まれた。タッチパネルはデータ入力用で、パイプベンダーの操作は、押しボタンで別に設けられている。	31	1～9
6	14～ 15	当日、工場内において鉄筋を折り曲げ加工作業中、加工した鉄筋を自動に分別し、各場所へスライドしながら搬出する機械の側部と台座下部の隙間に左足を挟まれてしまい、その際に左足甲を負傷したものである。	32	50～ 99
6	11～ 12	当社工場内で、製品を入れる鉄製の缶（60cm×60cm×60cm、重さ50kg）が、通路（幅2.5m）上に出っ張っていたので押し戻そうとして、右足を後方に出して屈んだ時、従業員が運転するフォークリフトが左方から移動してきた事に気付かず、又、フォークの運転手も直前に足が出された事に気が付かず、踵を轆いてしまった。さらに右足の親指が反っていたため、安全靴の中の鉄カバーが指に食い込み負傷した。	30	10～ 29
6	11～ 12	当社工場内にて、2人でベンダー機のクランプを調整中、被災者が機械に右手を置いている状態で、他の1人が調整が終わったと思い、次の作業をする為に戻しボタンを押してしまったため、機械とクランプに右手を挟まれ負傷した。	74	10～ 29
6	13～ 14	当社事業所工場内において、スポット溶接機にて金属部品にねじを溶接する作業をしていた。左手でワークを持ち、右手でねじをワークにセットしたまま、そのワークをスポット溶接機の電極（先端部）にセットする。ここで本来は右手を手元に引いた後に足で起動ペダルを踏むものだが、無意識のうちに右手親指でねじを押さえたままペダルを踏んでしまい、ワークと共に右手親指が電極の間に挟まってしまい被災した。当時の電極の加圧力は、推定で約300kgfであった。	48	30～ 49
		ボール盤でタップ加工時、加工が終わった製品を外そうとしたところ、タップが		

6	16～ 17	回転している所へ手袋が引っ掛かり、巻き込まれて右手薬指第一関節付近を負傷した。	61	1～9
6	15～ 16	工場の材料置き場で、他の作業員がフォークリフトで材料を移動する際、補助目的で方向を誘導している時に方向ばかりに気を取られ、フォークリフトの爪が上下しているのを見落とし、爪と地面の間に両足を挟まれてしまい、左足の親指を骨折してしまった。	18	1～9
6	14～ 15	作業場にて、機械加工（センターレス研磨）作業をしている時に、加工物を取り出す際に、左手小指から薬指が接触した。負傷後、仕事を中止した。	62	30～ 49
6	17～ 18	清掃をしていたターンテーブルに右手を持っていかれ、右手がターンテーブルとフレームの間に挟まれ、右手圧挫傷及び打撲傷を負った。	42	50～ 99
6	16～ 17	収納する材料（アルミ板厚さ約1.5mm×長さ約8m）をパレットに積み込み、リフター（幅約3.41m、高さ約44cm）を作動させたところ、積み込み場所の材料がパレットよりはみ出している様に見えた。材料の積み込みを直そうと慌てていたため誤って、動作しないリフターの停止ボタンを押し、積み込み場所へ移動した。既に安全柵内にパレットが移動していたため、安全柵の低い所（開口部分高さ約55cm）から立入禁止の柵を越えて入ったところ、一旦停止していたリフターが（上下左右に動く前に一旦停止する）動き出し、柵とリフターの側面に足が挟まり、少し体が持ち上げられる形で、柵の角で右足大腿部を切り、両膝を挫創し救急車で病院へ搬送された。	52	30～ 49
6	16～ 17	工場内において旋盤で材料を加工中、削り屑が材料に巻きつくのを防ごうとして思わず左手を出してしまい、切り屑で手の平側の親指第1と第2関節の間を損傷した。	31	10～ 29
6	8～9	工場において、クレーンを利用してトラックにH型鋼を荷積み作業中、チェーンに左小指を挟み負傷してしまった。	39	10～ 29
6	11～ 12	当社塗装工場にて、鉄板（70kg）を塗装の前処理作業のため、天井クレーで吊り上げていたところ、吊り金具がきれいに入っていなかったため外れ、右手人差し指が鉄板とパレットの間に挟まれて被災した。	50	1～9

6	15~ 16	客先敷地内で、納品受領印をもらうため、4tトラックを停車し車を降りた。サイドブレーキの利きがあまく、トラックが緩やかに動き出し、トラックと小屋のシャッターの間に身体を挟まれて負傷した。	58	1~9
6	15~ 16	工場敷地にて4tトラックに鋼材を積み込み作業中、積み込んだ鋼材を荷締め機で固定しようとしていた時、鋼材の上に乗って作業をしていて滑り、鋼材とトラックのタラップの間に右足が挟まり、右足で体を支えようとして右足が曲がり、右膝を骨折した。	58	1~9
6	16~ 17	キャビネットの引き出しレール（39mm）を曲げていて、角度が出なかったので二度曲げた時に、右手人差し指を挟んで負傷した。	23	30~ 49
7	11~12	工場内にて、鉄筋の切断作業に従事していたところ、鉄筋を移動させる際に、鉄筋の間に右手の中指及び親指を挟んでしまい、右手中指を骨折した。	43	10~ 29
7	13~14	被災者は、当社工場敷地内において、廃材を屋外の廃材置場に置き建屋内作業場に戻る途中、バックしていたフォークリフトに轢かれ受傷した。	30	50~ 99
7	14~15	工場内で作業中、成型ローラー機で作業をしていて誤って作業用手袋ごと引っ張られ、両手の人差し指、中指、薬指の先5~10mm程度の皮膚裂傷。	61	10~ 29
7	17~18	自社工場にて鉄板に穴あけ作業中、回転するボール盤の刃にまきこまれ、右腕断裂。	48	1~9
7	10~11	当社工場内で、直径8cm高さ5cm位の鉄製品を電動グラインダーでキズ取り作業中、製品を持っていた方の軍手が巻き込まれ、左手環指を負傷したものである。通院治療中日帰り手術をしたが、経過が思わしくなく再手術をした。再手術のため、連続休業となった。	52	1~9
7	14~15	工場内で、油圧ベンダーを使い、錠パネルを曲げる作業をしていた。マグネットクランプにて錠パネルを1枚ずつ金型にセットし、フットペダルにて油圧ベンダーの上昇、下降操作をしていた。マグネットクランプにて曲げ前の錠パネルを金型にセットした際、錠パネルが金型からずれているのを確認して、手で直そうとした所誤ってフットペダルを踏んでしまった。それに気付かず上型が下降して指を挟んでしまった。	43	50~ 99

7	11~12	スポット作業場でスポット機の調整中、溶接チップに本来スポット機の調整はエアーを抜いてから作業するが、それを怠りエアーが入ったままでおこない、誤って操作ボタン（フットペダル）を踏んでしまったためスポットのチップが下り、チップに左親指をはさまれ圧挫創してしまった。	36	50~ 99
7	11~12	溶剤塗装ブースのメンテナンス作業を行っていて、回転装置にシャーシグリスを塗布していた際に、右手の親指先端をチェーンとスプロケットの間に挟まれ負傷した。	21	50~ 99
7	16~17	納品先の工場での事故。通常、鋼材を手降ろしするため、5' × 10' の上に4' × 8' を重ねて積んで納品先へ向かったところ、急遽、先方がクレーンを使用して降ろすことになり、先方がハッカーを使用して少し吊り上げ被災者がその隙間に板木を入れた時、ハッカーが外れ、板木と鉄板の間に左手の人差し指を挟まれた。	50	30~ 49
7	11~12	工場内においてパワープレス（25t）を使用して金属部品の加工作業中、作業中のプレス機の金型と金型の間で右手指を誤って挟み負傷した。	29	1~9
7	16~17	H鋼の上に置いていた製品の仕上げをするために登ろうとした。H鋼に手を掛けた時にH鋼のバン木が不安定だったためH鋼が、たおれ、両足を挟み骨折した。	18	1~9
7	8~9	被災者は社内でスタンプハンマーを操作し、素材を掴む道具「はし」を使用して型打作業を行っていた。「はし」を開閉しやすくするために、人差し指を「はし」の柄に軽く引っ掛けて持ち、作業をしていたが、指が滑って、2本の柄の間に入ってしまった。そのタイミングで素材と一緒に、誤って「はし」の先端を同時に金型で打撃してしまい、指を挟んで負傷した。	40	30~ 49
7	8~9	当社第2工場でクレーンにてH形鋼の移動中、移動の補助をしていたところ、地面においていたH形鋼と置こうとしていたH形鋼との間に誤って右手親指を挟んでしまい負傷した。	48	10~ 29
7	18~19	ボール盤にて穴明け作業中通常なら固定具で板を固定するところ数量が少なかったため固定具を使わず、手で固定したため機械の回転に指を巻き込まれた。	61	10~ 29
7	11~12	ベーストレイ2枚重ねをコンベア上を移動させた時に、上下がずれて小指を枠の	65	10~

		間で挟んだ。治療した。		29
7	15~16	鉄工所工場において、鉄骨をクレーンで吊り、台車に乗せる作業中（クレーン操作は別の社員）、吊荷が少し揺れたので押さえようと無意識に手を出してしまった。すでに台車に鉄骨を乗せてあったため、鉄骨と鉄骨で左手の親指を一瞬挟んだ状態となり負傷した。	49	10~ 29
7	9~10	当社工場内で搬入されたH型鋼（125cm×125cm×6.5cm長さ11m×5本を番線でくくったもの）を、クレーンのクランプを付けて鋼材を起こす時、クランプのボルトに引っかかって傾き、自分の後ろにあった他の鋼材の間に両足を挟まれ、左足すねとふくらはぎを負傷した。右足は軽症だった。	46	1~9
7	18~19	鑄造用砂除去設備の点検デッキ上で、設備移設工事後の試運転で、Bダクトの開閉切り替え動作の確認をしているとき、自動運転中に安全カバーを外し、設備内に腕が入る状態にしてしまい、設備内に左腕を入れ、吸入口に手をかざし、風の流れを確認中、上昇してきた扉とフードのフレーム間で左腕を挟まれた。	61	1000 ~ 9999
7	15~16	工場より工務店の加工に来た時に鉄筋曲げ機のスッパの部分に左手の中指とくすり指を挟んで指を傷病した。（出張で加工場から鋼材内で鉄筋加工中に傷病した。）	48	1~9
7	10~11	工場内の鋸盤で鋼材を切断し、鋸盤の電源を切り、切った鋼材を取ろうとした際、余力で動いていた切断刃に右手に着用していた手袋が引っ掛かり、右手親指を巻き込んで負傷した。	22	1~9
7	10~ 11	工場?棟の仮付場所で一次加工品を仮付台に乗せるときに、自分でクレーン作業をして梁製品を降ろした際に、左足に梁製品を乗せてしまい骨折をした。	22	30~ 49
7	14~ 15	当工場内のタッピングボール盤でガス機器部品を製造中に右手人差し指の先端を巻き込み負傷した。ゴム手袋で作業すべきところ軍手をしていたこともあり負傷につながってしまった。	72	1~9
7	10~ 11	工場内で長さ1400mmのH鋼6本をクレーンにて移動させている時にH鋼を支えていた左手をH鋼に挟んでしまい薬指を骨折したものである。	31	1~9
		工場において、被災者は鉄筋の先端どうしを溶接機で溶接作業中に鉄筋を固定す		

7	13～ 14	る装置（上から押える板が下りて来る）に指先を誤って入れてしまい、その時溶接開始スイッチ（フットスイッチ）を踏んでしまい、鉄筋を固定する装置が働き右手薬指先端を挟まれてしまった。	38	50～ 99
7	11～ 12	工場内にて、開先機で工材の加工及びバリを取る作業中、工材が積んであるためローラーが回らないと思い、上部のバリを取ろうと上に乗ったところ、ローラーが回ってしまい、ローラーとローラーの間に右足ひざ下を挟まれ負傷した。	23	10～ 29
7	13～ 14	本社工場においてプレス作業中、誤ってフットスイッチに触れてしまい、機械の作動により右手第3・4・5指をプレス機に挟み骨折、及び中指・薬指の先端を切断した。	71	1～9
7	9～ 10	工場（作業場）で鍵のナンバー打ちをプレス機械でする際、鍵をセットしようとしたときにレバーに手が当たり、誤って手を挟んでしまった。	68	10～ 29
7	10～ 11	500tプレスのリフター台車で製品の集積後、別の作業者がリフター台車を降下操作している途中で、被災者本人がリフター台車内の治具を外す作業をしており、リフター台車に右足指を挟まれ挫傷した。	21	10～ 29
7	14～ 15	作業所内で、鉄に穴をあけるボール盤作業中、作業服の左袖が回転しているボール盤に巻き込まれ、ボール盤の先端で左上腕部を5、6cm切った。	46	10～ 29
7	18～ 19	工場敷地内において、鉄の製品（300×300×1800、重さ112kg）を、トラックへ積み込む際、フォークリフトの横でフォークリフトに積んだ製品のバランスを補助していたとき、足のつま先がフォークリフトのタイヤで踏まれて、負傷した（安全靴装着中）。	28	30～ 49
7	11～ 12	当社工場において、プレス機で厚さ3.2mmの鉄製パイプコーナーの曲げ加工中、普段から作業時は安全装置のスイッチを入れて作業するよう指導していたが、被災者は、気持ちが急いでいたため、効率が悪いという理由で、安全装置のスイッチを切って作業していた。プレスした材料を早く取り出そうとペダルを踏んだ直後、右手を出してしまい、安全装置を切っていたため、プレス機に右手示指を挟まれ負傷した。	48	10～ 29
		当社工場内において、アルミの曲げ加工作業中、二人作業によるブレーキベン		100

7	16～ 17	ダーでの四角曲げの工程で、一角目の曲げが終り二角目に入るとき、アルミ板がずれたので修正しようとして、右手親指の先をバックゲージと下の金型の間に挟み挫創した。	30	～ 299
7	10～ 11	工場内で、ホイストにより機械のカバー（1500×800、200kg）を吊り上げたとき、カバーの一部が機械の本体に引っ掛かったため、手で外したところ跳ね上がり、機械とカバーの間に右示指を挟み切断した。	60	1～9
7	8～9	工場内で機械くずの解体作業中に、落下防止（可動防止）を実施せずに、テンションをかけていたモーターのボルトを緩めてしまい、ボルトが外れ、それが原因で可動部が動いてしまい、身体を挟んでしまい、腰部を骨折した。	37	30～ 49
7	17～ 18	箱替え機が設備停止（チョコ停）したため、処置をしようとして箱替え機を確認したとき、製品が箱替え内部に落ちていたため、設備（箱替え機）の中に手を入れた。設備の状態は自動運転中であったが、荷箱上昇感知センサーが反応しておらず、チョコ停状態であったが、設備内に手を入れたとき、腕が荷箱台に触れたため、荷箱上昇感知センサーが反応してシリンダーが急に下がり、荷箱台とステータで腕を挟んでしまい怪我をした。	39	100 ～ 299
7	15～ 16	品質検査の業務中、漏れ試験機を使用して、検査を通常通り行おうとした際、製品が通常的位置からずれてしまったため、元の位置に戻そうと装置を上げずに製品を取り出した。その際、上下の円柱の間に右手人差し指が挟まれ受傷した。	53	50～ 99
7	15～ 16	鋸盤加工場で、端材処理作業をしていたところ、フラットバー（16mm×60mm、L150mm）を固定するため、油圧クランプの可動範囲内に、材料をセットする右手人差し指が入った状態で、油圧クランプのスイッチを左手でスイッチONにし、右手人差し指を油圧クランプで挟んで負傷した。	35	50～ 99
7	13～ 14	2号棟工場内の20tプレス機で作業が終了し、電源を切り、キーロックを入れて金型を取り外す作業を開始した。金型上部のシャンクを固定しているボルトを緩め、上金型を下ろし、次にシャンク押工を手前に引き出そうとしたとき、完全に停止していないフライホイールにクラッチが入り、スライドが下がってシャンク押工と上金型の間指が挟まれた。	40	50～ 99
		プレス作業場において、エキスパンドメタルという弊社で加工した材料を、		

7	19～ 20	シャーリングマシンでカットする作業をしていた。相当古い機械であるため、安全対策が十分とりきれていなかった。カットする際、位置を合わせていたところ、刃物の付近まで手が入っている状態で足踏みのペダルを踏んでしまった。その際に、左手中指、薬指の第一関節付近を切断し、急搬送された病院で2本の指の接合手術が行われた。	39	10～ 29
7	20～ 21	工場内設置のベルトサンダーにて研削作業中に、研磨ベルトとワークレストの間に左手を巻き込まれ、指を損傷した。その際、人差し指・中指・薬指の肉が剥がれ、小指を挫創した。	52	1～9
7	14～ 15	工場内のセッチングを行う場所で、セッチング（バネを密着状態まで押す）作業中、バネを押し込んだときに異音が出たため、コンプレッサー固定土台とバネを押す可動板の間に金属でも噛み込んだと思い、取り除こうとして指を差し込んだ。このとき、コンプレッサーのフットブレーキから足が離れ、可動板が戻ってきたため、固定土台との隙間に指を挟んだ。	24	10～ 29
7	11～ 12	本社2階工場内の帯鋸切断機前で、切断済の鋼材をドラム缶に入れる際、先にドラム缶に入っていた材料に当たり、飛び跳ねたため、切断機の台の端と鋼材の間に左手中指の第一関節付近を挟まれて、粉碎骨折となった。そのときに神経も切断されたと思われる。	23	50～ 99
7	16～ 17	現場内で、タッパー機械でF・Bにタップ穴加工の作業をしていた際、ハンドルレバーを離し、F・Bを取ろうとしたとき、右手の人差し指の軍手が刃に当たり、軍手が引っ掛かってしまい、人差し指が巻き込まれ、右手人差し指第二関節に脱臼と創傷を負った。	62	30～ 49
7	11～ 12	工場内でボール盤作業中、機械ドリル芯棒に左手中指が巻き込まれ、左手中指第2関節を損傷した。	76	10～ 29
7	1～2	第1工場の引き扉を左から右へ閉める際、左足を残したまま扉を閉めようとした。	47	10～ 29
7	15～	縦桁（長さ約9m、重量約850kg）の糸面取作業の際、壁クレーン（2.8t）で縦桁を東向きに倒す途中、壁クレーンの操作を誤り（西へ戻すところ東へ）、倒そう	67	1～9

	16	としていた縦桁が約1m横滑りし、そのウェブと横に倒していた縦桁のフランジの間に足が挟まり負傷した。		
7	10～ 11	工場内のボール盤で、円形鉄板（直径4.5cm、厚さ3mm）に穴あけ加工中、作業がほぼ終了した時点でキリコを取り除こうとして、手袋をしていたために機械に巻き込まれ、右手薬指第2関節を負傷した。	68	1～9
7	14～ 15	鉄筋切断機内で、スクラップ切断処理をしているときに、左手で鉄筋を支えていたため、切断時に支えていた鉄筋が跳ね返り、左環指を挟んで負傷した。	17	1～9
7	8～9	工場でアングルを移動して、置こうとした際に手が滑り、薬指を挟んだ。	31	1～9
7	9～ 10	足場部品製造現場にて、パイプ引き抜き用プレス機での作業中に、パイプ挿入口とパイプの隙間に指を挟みこみ、当該事象が発生した。事象発生時、パイプを挿入する穴を広げ過ぎていたため、パイプと挿入口との間に余計な隙間が出来てしまい、作業時にパイプを保持していた人差し指が隙間に入ったまま始動スイッチを起動させ、パイプと挿入口との間に右人差し指の先端を挟まれた。	31	10～ 29
7	17～ 18	負傷者（派遣社員）は、製品置場横作業場で、切断後の製品（50×250×190）をグラインダー処理するため、手で製品を持ち動かそうとしたとき、製品と製品の間に右手中指を挟み切創した。	26	10～ 29
7	10～ 11	左腕を機械（リーマ）の回転に巻き込まれ、左手を切断したものである。鉄板にあけた孔を少し大きくするため、ボール盤でリーマを通す作業を始めたとき、鉄板も回転したため、慌てて鉄板に溶接してある鉄筋を掴んだところ、左腕をリーマの回転に巻き込まれた。穿孔作業時には、材料の回転を防ぐために、材料を固定する金物を使用すべきところ、品物が比較的小さかったため、その措置を怠ったのが原因と思われる。	70	10～ 29
9	14～ 15	工場パンチ職場に於いての作業中、チャックを閉めようとした際、スイッチを切らずチャックハンドルを入れ、それに左手を置いたままパンチを動かすペダルに足を乗せてしまいチャックハンドルが回転し、その勢いでチャックハンドルの先が、左手親指と人差し指の間に入り、穴があき切れてしまいました。	53	50～ 99
	21～	工場内においてクレーン操作による鋼材の乗った台車の移動作業中、クレーンの		50～

9	22	操作を誤り、吊荷が機械に衝突しそうになったため、衝突を阻止しようと咄嗟に吊荷に手を掛けてしまい、吊荷と機械に指を挟まれ負傷した。	46	99
9	14～ 15	工場内において、リング曲げ機で鉄筋を曲げる加工中、機械に鉄筋を入れるときに手を放すべきところを、放すのが遅かった。	35	10～ 29
9	9～ 10	工場にて金属板のプレス作業中、ゴミを払おうとして、降りてきた上型に左手中指と左手人差し指を挟まれて負傷した。	57	50～ 99
9	13～ 14	製作所バルク事業部において、バルク貯槽の積み込み作業中にクレーン操作を誤り、自分のいる方向へ移動させてしまった。その際によそ見をしていた為、誤操作に気づかず、置いてあった別のバルク貯槽との間に挟まれ負傷した。	52	100 ～ 299
9	14～ 15	作業場内のプレスブレーキ（油圧式）を操作して、小物品の曲げ作業を椅子に座ってフットスイッチを踏んで上型を下降させてる最中に他の作業者の声を呼び声と勘違いし、声方向（左側）に振り向いた際、右手の中指と薬指を下型と上型の間で挟んだ状態になったが、その状態のままフットスイッチを踏み続けたために指が押し潰された。	37	1～9
9	9～ 10	工場内に於いて、柱を反転機に乗せる作業中、台上のゴムマットのずれを直そうと指を入れた所、クレーン操作者との合図が合わず、操作者が柱を下げた為、左手人差し指を挟み受傷した。	42	30～ 49
9	16～ 17	上記日時に当社加工工場内において、被災者がアルミ板（縦4.5cm×横120cm×厚2mm）を柄杓型に加工する作業をしていた。板をプレス機に置く際、通常であれば手のひらを上に向け板を下から支え持つ形でプレス機に置きプレスする工程を何故か手のひらを下向きにし、板を上から持ち上げる形でプレス機に置き手を挟み受傷したものである。なお、被災者本人の記憶が曖昧であることから意識的に危険な持ち方をしたわけではないと思われる。	26	10～ 29
9	16～ 17	鉄工所内にて金属用ボール盤を使ってナットの穴を広げる作業中、誤って左手の手袋がボール盤のドリルに触れてしまい、手袋がドリルに巻きついてしまい、左手も巻き込まれた。	59	1～9
		工場1階、転造機で転造作業中にM16×長さ4000mmの丸棒を自動機で転造作業		

9	14～ 15	中に、丸棒が上下左右にぶれながら回転したので、軍手をはめた手で押さえたところ巻き込まれてしまった。転造作業を行う場合、必ずゴム手袋に油を塗布して材料に触れる手順になっているが、巻き込まれやすい軍手の状態で材料を押さえてしまったため、右手前腕を骨折し、皮膚を裂傷した。	24	10～ 29
9	14～ 15	研磨機で作業中、砥石のドレッシングのために、ドレッサーのバーを研磨機の小窓から差し込んだ際、ドレッサー先端の刃が回転している上下の砥石に噛み込み、バーが研磨機の中に引きこまれた。その時にバーを握っていた左手が、バーのストッパーと小窓に挟まれて左手薬指と小指を切断した。同時に、バーのグリップ部で、右脇腹を強打し、肝臓を損傷した。	20	300～ 499
9	16～ 17	2号ライン端部材溶接機にて、端部材溶接機の前側冶具に取り付けた端部材を被災者が付け直そうと上昇途中の冶具に手を出したところ、改良型レベラーと冶具の間に右手を挟まれた。	30	50～ 99
9	17～ 18	会社内工場で、ステンレスの板をカットしている時に板下に入れた指を抜けきらず、右手中指先切断した。	25	10～ 29
9	15～ 16	工場出荷物（レール）を門型クレーンにて吊り上げる時にクランプが不完全なまま吊り上げてしまい、レールが倒れた際にレールと門型クレーンの土台に左足がはさまれた。	35	1～9
9	13～ 14	フォークリフトでトラックへの積み込み作業をしていて荷台のバランスを調整するため、フォークリフトを降りて調整するためバンギに手をやった時に、フォークリフトの爪から積荷がずれてバンギと積荷の間に右手人差し指第一関節を挟んで負傷した。フォークリフトの爪の入り方が浅かったのと、バンギの横を持たずに人差し指をバンギの上において持っていたため、負傷したものである。	56	10～ 29
9	9～ 10	工場内において、摩擦圧接機を操作中ボタン操作の順序を誤り右手を油圧バイスクランプに挟まれた。	39	10～ 29
9	8～9	請負作業にて製品鋳物のバリを取り除くため、作業開始前にコンベア駆動ベルトの潤滑性を高めるためワックスを塗布していた際、誤ってコンベアのスイッチを逆方向に押ししまい、右手小指がベルトに挟まり負傷した。	55	10～ 29

9	9~ 10	当工場内のプレスブレーキを使用し、ステンレス製品の曲げ加工を行っていたところ、物音に気を取られよそ見をしている際にペダルを踏んでしまい、左手人差し指の先端をプレスで挟み負傷した。	45	10~ 29
9	15~ 16	東側第一工場、ボール盤の所において、コ型材に穴を開けるため、位置あわせをしている時、皮手袋がドリルに接触をして巻き込まれ、右手人さし指を負傷したものである。	37	1~9
9	13~ 14	当組合の加工工場内において、鉄筋加工材の仕分け中に、鉄筋と鉄筋の間にあるまくら木から誤って加工材が落ち、左手小指第一関節が挟まれて骨折した。	43	1~9
10	11~ 12	フープ工場で閉鎖型フープの溶接作業をしている時に、左側の鉄筋をクランプする際、鉄筋を掴んでいた右手が滑り、クランプされる部分に、右手の小指を挟んでしまった。	31	10~ 29
10	12~ 13	注入縁切完了後のバー材をパレットに積み込む為待機していた際、右手を移載排出コンベアの先端部に掛けていた。その時縁切後のバー材がコンベアに排出されピッチ送りが間隔110mm作動し右手人差し指の軍手がベルトに巻き込まれ、それに引きずられ右手指が排出コンベアプーリーに挟まれ受傷した。	39	1000~ 9999
10	8~9	25トンプレス機で、0.35mmの薄板を曲げる作業時、寸法を出すための運転で、安全器オフ・フットSW使用中であった。本運転に切り替えのため、立ち上がった時めまいがしてプレス機金型に手をついてしまい、フットSWを踏んでしまったため、プレス機が作動して左手を損傷した。	41	10~ 29
10	13~ 14	長材製品を切断後、スクラップ部分（1,040mm、重量約40kg）を手を持ち、スクラップ箱に捨てる壁、スクラップ箱の縁とスクラップに挟まれて左手小指第一関節および腱を切断。	56	1~9
10	13~ 14	工場内で、自動施盤で、巾決め外径削り工程で外径を削っていた。機械を回転させたまま削った切粉を左手で取り除こうとして、切粉を持ったら切粉の反対側が機械に巻きつき、左手が機械に触れてしまい怪我をした。	49	1~9
10	15~ 16	工場内にて、鋼材をグレーンにて移動し、台車の上に載せる際、鋼材と台車の間に指を挟まれてしまい、左手小指を負傷した。	51	10~ 29

10	17～ 18	作業場において、トラックの出荷準備の作業をしている時、1台目のフォークリフトの後部に手袋を置き忘れたので2台目のフォークリフトを降り、直進中の1台目リフトに近付いた時、1台目リフトが急に右折した為、1台目リフトの左後輪に足を踏まれ左足首甲脱臼、第1指から第5指まで骨折した。被災者は1台目リフトが直進すると思っていた。	26	10～ 29
10	17～ 18	当社が倉庫として使用している駐車場内において、いつもトラック荷台の扉を開けた状態で倉庫入口までバックさせるのだが、観音開きのトラックの左扉を抑えている時にトラックがバックしてしまい、左手の中指が隣のフェンスと扉の間に挟まってしまった。	55	10～ 29
10	20～ 21	パイプ曲げ加工中、左手の指（親指、人差し指）をパイプと機械の間に挟み、つぶれるような感じになってしまった。	46	10～ 29
10	8～9	工場内で、プレス機の作業開始前点検を行っていた。プレス機の作動油がにじんでいたため、安全装置の有効範囲外のところから手を入れ、清掃しようとしていたところ、誤って操作ペダルを踏んでしまい、機械と金型の間に指を挟んでしまった。	50	10～ 29
10	9～ 10	量産開始直後、幅寸法を下げる時、幅のナットの下側に指が掛かっている状態で次の製品が来ているのに、手を離さず、左小指をナットとサドル本体に挟んだ。	18	100 ～ 299
10	17～ 18	施盤作業中製品が熱くなって素手では持てられないため、左手のみ手袋を使用していた。製品の切りカスが機械に巻き込まれ、その時切りカスが手袋につき、左手、薬指と小指にも付き、巻き込まれてしまった。	42	10～ 29
10	8～9	派遣先にて、切断機で鉄の棒、約12mのものを切断作業中に無意識に手を切断機においてしまい、そのまま足元の切断ペダルを踏んでしまったため、親指を挟んだ。	52	1～9
10	10～ 11	工場内で抵抗溶接機の作業中に、溶接機に指先を挟み裂傷した。	64	30～ 49
	16～	会社の品物置場兼駐車場にて荷積みを固定する作業中、品物をトラックに積み込		

10	17	み荷締めするため、車上有る道具箱からレバブロックを取り出す時、蓋のストッパーを使用していなかったため、蓋が閉まり右指を負傷した。	31	1～9
10	13～ 14	本社工場内において、旋盤（120cm×180cm）のワークに取り付けたピン（φ14×350mm）の錆びを落とそうとして、回転中のピンをウエスで拭く作業をしていた。その際、軍手をしたまま行ったため、回転中のワークにウエスと軍手の繊維が引っかかり、右手人差し指が巻き込まれ、第二関節上を切断した。	63	30～ 49
10	16～ 17	第2工場・ステンレス枠保護フィルム貼付機でフィルム貼付作業中、仮板を投入し補助作業をしていたが手を離すところ、置いたままに置いて貼付機のローラーに巻きこまれ、左手人差し指を負傷した。	38	30～ 49
10	9～ 10	機械装置のすえ付け作業中、一部機械を4t車にて他所に仮置きするため（雨天のため機械の濡れ防止）積込作業中に4t車荷台の機械のバランスが崩れて傾いた。その際、4t車の荷台のアオリと機械の間に挟まれ負傷した。	69	1～9
10	14～ 15	本社工場内にてステンレス平板の折曲作業中、機械裏側にあるガイドの確認をするために左手を機械裏側にいれたところ、上から降りてくる金型に挟まれた。	30	—
10	10～ 11	被災者は、当日工場の磨き棒鋼引抜機で、操作盤を操作しながら、自動運転によって材料の引抜・加工に従事していた。被災者は通常の操作中では立ち入る事が無い搬送ラインの場所へ立ち入った。その際、材料の切断後、一旦電源が切れるものの7秒ほど惰性で回転している切断機ブレードに誤って触れてしまい、上着の右袖部分が、ブレードに引っ掛かり、右腕を巻き込まれた。その結果、右手首を負傷した。	45	1～9
10	11～ 12	弊社工場内にて、BTA機（染文加工場）の油受けの圧力を調整していた。調整後、本来であれば圧力スイッチをオフにしてバイスを開かなければいけないところを、オフにしたと思い込み、油受けの圧力がある状態でバイスを開いたため、材料と刃物の間に指が挟まれてしまった。その際、作業者はよそ見をしており、手を避けるのが遅れた。	39	30～ 49
	9～	工場内の作業場で、鉄筋径10mmの材料を長さ12cmに寸法切りする作業をしていた。切断する材料が短くなったため、重量バランスをとるためにアングルを材料の上のせてセットし、切断機のスイッチを右手で押したところ、セットして		10～

10	10	いたアングルが動いたのが視界に入ったため、瞬間的にアングルの動きを止めようとアングルに手を添えてしまった。降りてきた切断機本体の上下に動く固定治具とアングルに右手中指を挟まれ負傷（裂創・骨折）した。	52	29
11	10～ 11	当社加工場でスクラップ鉄筋（40～60cm）を再利用の為、長さ30cm程度（約30kg）に揃える為、切断機で切断中に鉄筋が浮いたので、鉄筋を押さえた時に左手が滑り第2指、第3指を負傷したものである。	72	10～ 29
11	16～ 17	1階工場内のプレス機で穴あけ作業中、パンチホルダーに金物が詰まり取り除こうとして手を入れたところ、誤って足元にあるスイッチを押してしまった。パンチホルダーに手を挟まれ左手人差し指を骨折した。	23	50～ 99
11	13～ 14	工場内組立定盤上で、旋回Rブラケット（幅300mm×長さ575×高さ210・重70kg）2個をクレーンで運び終えたところ品物が重なっていた為、自力でずらそうとし左手をブラケットの下にあてがったところ品物が一瞬ずれた拍子に左手中指、薬指を挟んでしまった。	59	100 ～ 299
11	14～ 15	折り曲げ作業の準備中、80トンベンダーの曲げ刃下型へ「素材キズ防止のビニールシート」を敷こうとした際、両手が金型の中へ入ってしまった。この時にフットスイッチペダルを踏んでしまい手を挟んだ。左手薬指、中指、人差し指、右手人差し指を骨折した。	50	30～ 49
11	9～ 10	鉄板を切断する機械で左小指を挟み切断してしまった。鉄板を切断する機械は足踏み操作で、鉄板を固定して切断する。鉄板を固定する時に間違っ小指を挟んだまま切断してしまった。	21	1～9
11	9～ 10	薬品を配送するため走行中、トラックの後ろで荷崩れした音が聞こえた為、トラックを停車して確認したところボイラーソルトが荷崩れした際に、ラッピングされた20kg工業用硝酸ポリ容器も一緒に落ちた時に蓋が緩まり液が漏れてしまった。硝酸が付着したままのポリ容器等の荷物を保護具無しで慌てて積んでしまった際に、膝・手に付着し負傷した。数日経ってから火傷がひどくなり、病院へ行ったところ入院することになった。	53	100 ～ 299
	12～	工場内で太陽光パネル分離装置で分離したガラスが破損し、搬送ローラーにガラ		10～

11	13	ス破片が付着した為ガラス片を取り除こうと回転しているローラーを手袋を着用し清掃中に、ローラーに左手を巻き込まれ負傷した。	40	29
11	9～ 10	工場において台車から製品荷降ろし作業中、台車上の左右に1つずつ置かれた梱包製品の向かって右側の製品を置場（平場）に降ろそうとワイヤーを掛け地切り（吊荷を地面から離すこと）をしたところ、吊った製品が揺れたので左手で支え揺れを収め地切りをやり直した際、わずかな捻りが加わっており、製品が手前に回る様な動き（時計回り）をして、向かって左側の製品との間に左手が挟まれそうになったので、咄嗟に左手を引いたが間に合わず小指先端部を欠損してしまった。	49	10～ 29
11	14～ 15	工場で壁際の一角で鉄板の丸め加工作業をしている際に、スイッチを入れたまま右手をローラーに近づけて巻き込まれてしまった。手袋を着けたまま作業をしてしまった。	44	10～ 29
11	18～ 19	工場内にて、金属屋根材のロール成型機を使い、屋根材の成型を行っていた。材料を成型機にセットする際、材料を機械の入り口に挿入し、寸動ボタンを操作中、左手を巻き込まれ、人差し指と中指の第一関節を切断する怪我を負った。	42	1～9
11	14～ 15	工場内切断機にて、切断した材料（鉄製：縦10cm、横8cm、高さ5cm）を左手で取り出す折に、手元が狭く持ちづらかったので、材料を固定するクランプを広げるため右手で開のスイッチを押すべきところ、誤って閉のスイッチを押したため、左手小指をクランプと材料の間で挟み負傷した。	45	1～9
11	17～ 18	工場内において電動ハンドリフトで切断完了パレットの移動作業を行っている時に、ハンドリフトの車輪に足を踏まれ負傷した。（本人の運転による。）	34	10～ 29
11	3～4	鉄骨材料を切断する一次加工場において、BT材というT形の鉄骨材料を鋸盤（のこばん）という機械を使って切断するという作業中、左手でモニターを触りながら、右手で鉄骨材料の長さを測っている時に、手元の確認をせず、イスという鉄骨材料が動かないよう挟み込んで固定する部分を動かしてしまい、右手人差し指が挟まって怪我をした。	30	10～ 29
11	14～ 15	工場内でプレス機械の金型に挟まれた。金型セッティング中に誤って指を挟んだ。	35	1～9

11	17~ 18	工場内で、プレス加工中に手押しスイッチで作業をしていたが、途中、フットスイッチに切り替え、品物をセットする時に誤ってペダルを踏んでしまい、右手人指し指・中指・親指・小指先を負傷した。	49	1~9
11	9~ 10	塗装ヤードで、クレーン作業中、鋼材（溝形鋼）を移動する際、マグネットの磁力が不十分な状態で鋼材が2本持ち上がってしまい、1m程の高さから1本が落下した。その反動で、鋼材が大きく動き、左手中指の先が切断された。	26	10~ 29
11	9~ 10	お客様がトラックで運び込んだくず鉄の荷降ろしを手伝うためトラック後方より荷降ろし場所へのバック誘導をしていたところ、右側面の鉄板壁と天井より吊り下げられた円型マグネット（直径1.5m厚さ20cm位）に右足先を挟まれ負傷した。	49	1~9
11	14~ 15	ボール盤でパイプ穴加工中、品物を動かそうとして、手が回転しているキリに当たり、左手の人差し指が巻き込まれた。筋が切れていて縫った。	26	1~9
11	11~ 12	当社工場内、スピニング加工場の切断機において、メタルケースの底切断作業時、メタルケースを切断機専用の金型に入れて、切断作業を行おうとしたところ、メタルケースが安定性を欠いたため左手で支えたが、その際に小指がケースと心押しの間にあることに気付かずに、スタートボタンを押したため左手小指を挟み、骨折及び裂傷した。	48	10~ 29
11	9~ 10	工場内でベンダー機の操作中（クランプ中）に滑り止めのペーパーが外れそうになり直そうとした際、クランプの中に手を入れ挟まれた。	53	50~ 99
11	17~ 18	工場内で鉄筋の切断をしている時に、左手でレバーを引き切断を行おうとしたところ、右手で押さえていた鉄筋がずれていたのに気づき、それを修正しようと咄嗟に左手を出してしまい負傷した。	27	1~9
11	9~ 10	工場内で角パイプに穴あけ作業中、回転しているドリルの周りの切くずを除去しようとしている時に、ドリルに付いていた切粉が右手の甲側に絡みつきドリルの回転方向（右回転）に巻き込まれた。※手袋は、手のひら側がゴムで甲側が布のものを使用していた。	23	1~9
11	10~ 11	工場内ロールベンダーの準備作業で、サビ落としの為、ローラーを回転しながら、サンドペーパーを当てていたところ、右手小指より、薬指、中指の三本を	35	1~9

		ローラーに挟んだ。		
11	9~10	工場内で、加圧式スポット溶接機で作業中、右手中指を圧着点に置いたまま、自らフットスイッチを入れてしまい、指を挟んでしまった。	57	10~29
12	9~10	工場内にて4tトラックに飼料タンク（1.5m×2m×2m、重さ400kg）3台を積込作業中、トラックが後進したときに挟まり負傷した。	63	1~9
12	9~10	工場内において、ステンレスの曲げ作業をしている際、誤って右手第2指の先端部をハンマーで叩いてしまい、受傷したものである。	21	1~9
12	10~11	ビニールハウス用ドアの梱包ラインにて、梱包が終了した製品（ダンボール箱）をラインに流す作業中、ラインのローラーを回している歯車に右手の軍手が引っかかり、右手薬指を挟んでしまい、引き抜いた際に先端部を切断した。	61	50~99
12	11~12	当社工場内の鋼板折曲機（ベンダー機）で鋼板の折曲加工中、通常より小さい物を曲げるにあたり、指でベンダーの刃先近くの奥で板を押さえていたが、その板がズレたところに機械の刃先を下ろしてくるタイミングが重なり、右手人差し指を挟んでしまった。	41	1~9
12	11~12	工場内にてシャーリング（鋼板裁断機）の作業をしていたところ、加工中の鋼板に手を添えていたため、裁断の際に鋼板がバウンドして鋼板とシャーリングの盤上に左手親指を挟み、先端を負傷した。	37	30~49
12	12~13	社員用通用口より工場内に入るさい、突風により扉が急に閉まり、右手中指を挟み、指先を切断した。	48	10~29
12	10~11	当社工場内において、加熱炉の掃除をしていた。加熱炉の上部に上がって掃除をしていたところ、誤ってバランスを崩し、回転しているファンベルトに左手を入れて負傷した。	45	10~29
12	16~17	リコイラー作業に従事中、巻き取り作業が終了し、コイルカーで搬出作業中に、ドラムサポートが上がったままコイルカーを自分で操作し、ドラムサポートに製品がぶつかり、コイル内周が奥へ抜けそうになった。被災者が咄嗟に右手で奥側のコイルを押したとき、奥側に設置された転倒防止バーとコイルに環指および小指を挟まれ受傷した。	24	50~99

12	16~17	プレス機から製品4枚を取り出し、台車に乗せ替える作業を2人で行っているときに、2枚を台車に乗せるとき、両手をパネル（製品）とパネルの間に挟んだ。	51	100 ～ 299
12	14~15	2人ペアでパイプを曲げる加工中、もう1人が部材を外す前に本人がスイッチを押した。部材が外れていないことに気付いて、本来動作を止めるべきところ、止めずに機械の中に入り、機械のハンドルに挟まれた。	50	30～ 49
12	16~17	当社工場B棟において、製品（仕口+サイコロ）500～600kgの上部をクランプで吊り上げた際、荷振れを起こし、置いていた材料との間に左足を挟まれ受傷した。	25	30～ 49
12	9~10	工場内トラック荷役場で、トラックからフォークリフトでパイプ艀装品を降ろす作業をしていた際、パイプ数本を固縛したものを、ワイヤーロープを使ってフォークリフトで降ろそうとしたとき、ワイヤーをフォークリフトの爪に掛け、完了の合図をしないうちにフォークリフトの爪が上ったため、ワイヤーロープを持っていた右手中指がワイヤーとパイプに挟まれ負傷した。	69	—
12	6~7	構内の土場にて、品物に乗せる台車（トロッコ）を元の位置に戻そうとして、自動にて動かしていたところ、クレーンで別の品物を運んで来たので、本人の品物が邪魔になるので移動しようとしたところ、別の品物と本人の動かしていたトロッコに挟まれ転倒し、足を挟まれて負傷した。トロッコの通路に本人が入っていたために負傷したと考えられる（品物と品物の間に本人がいた）。	46	1～9
12	16~17	鉄筋加工場において、鉄筋材料を適切な長さにするため鉄筋切断機で切断していた。鉄筋切断完了後、切断機の刃が上に戻るのを確認せずに誤って、入れてはいけない場所に手を入れてしまい、左手の親指を挟んで骨折および裂傷を負った。	25	1～9
12	14~15	作業場にて屋根材の材料加工中、曲板機に挟まれ、左手小指第一関節および薬指の先を切断した。	19	1～9
12	9~10	事業所作業場内において、鉄筋の自動切断機（チェーン部分）にグリスを塗って補充していたところ、いつもはスイッチを切った状態で作業を行うのだが、この日に限りスイッチを入れたまま作業を行ったため、機械の回転棒が身に着けていたヤッケ（防寒具）に巻き込まれ、右鞞丸・右太もも・左右の骨盤を負傷した。	52	1～9

---

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to : [https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_09.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html)